



国民健康保険または後期高齢者医療へ加入している皆様へ
**限度額適用・標準負担額減額
 認定証の申請を！**

国民健康保険または後期高齢者医療加入者の医療費の自己負担限度額は、それぞれの所得区分によって異なります。その区分に応じた限度額を適用するためには、「限度額適用認定証」等が必要となります。限度額の適用は申請した月からとなりますので、医療費の支払いが高額になりそうな場合には、事前に交付申請をしてください。

また、住民税が非課税の世帯には、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付され、医療費とあわせて入院時の食事が減額されます。

ただし、「限度額適用認定証」等は、国保税や後期高齢者医療保険料に滞納がない加入者に限って交付されます。滞納している方は、これまでどおりの自己負担額となります。

なお、「限度額適用認定証」等の交付申請をしないで、下表の限度額を超える支払いをした場合は、差額を償還します。ので、該当の領収書・印鑑・償還先口座のわかるもの（通帳など）・マイナンバー

| 対象者 | 必要な手続き |
|---|---|
| 国民健康保険加入者 ・70歳未満 ・70歳～74歳の非課税世帯 後期高齢者医療加入者 ・非課税世帯 | 保険証・印鑑・マイナンバーカード（または通知カード）・身分証明書を持参し、窓口で交付申請をしてください。 「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。 |
| 国民健康保険加入者 ・70歳から74歳の課税世帯 後期高齢者医療加入者 ・課税世帯 | 手続きは必要ありません。 ※保険証（高齢受給者証）を提示することで、限度額が適用されます。 |

◎手続きについて

カード（または通知カード）・身分証明書を持参し、窓口へお越しください。

・70歳未満の国民健康保険加入者

| 適用区分 | 所得区分 | 3回目まで | 4回目以降※2 |
|------|------------------------------|--------------------------------|----------|
| ア | 所得※1 901万円超 | 252,600円 +(医療費-842,000円)×1% | 140,100円 |
| イ | 所得※1 600万円超901万円以下 | 167,400円 +(医療費-558,000円)×1% | 93,000円 |
| ウ | 所得※1 210万円超600万円以下 | 80,100円 +(医療費-267,000円)×1% | 44,400円 |
| エ | 所得※1 210万円以下 (住民税非課税世帯除く) | 57,600円 | 44,400円 |
| オ | 住民税非課税世帯 | 35,400円 | 24,600円 |

・70歳以上の国民健康保険加入者および後期高齢者医療加入者

| 所得区分 | 外来(個人単位) | 外来+入院(世帯単位) | |
|---------|----------|-------------------------------|---------|
| | | 3回目まで | 4回目以降※2 |
| 現役並み所得者 | 44,400円 | 80,100円 +(医療費-267,000円)×1% | 44,400円 |
| 一般 | 12,000円 | 44,400円 | 44,400円 |
| 低所得者Ⅱ | 8,000円 | 24,600円 | 24,600円 |
| 低所得者Ⅰ | 8,000円 | 15,000円 | 15,000円 |

※1 基礎控除後の「総所得金額等」の世帯合計額に当たります。

※2 過去12か月間に、同一世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合は、4回目以降の自己負担限度額になります。

| 所得区分 | | 食事代(1食あたり) |
|------------|------------------|------------|
| 一般(下記以外の人) | | 360円 |
| 住民税非課税世帯 | 90日までの入院 | 210円 |
| 低所得者Ⅱ | 過去12か月で90日を超える入院 | 160円 |
| 低所得者Ⅰ | | 100円 |

◎自己負担限度額(月額)

◎入院時の食事代

【申請・問い合わせ先】 住民生活課国民健康保険係 ☎0137-62-2111
 熊石総合支所住民サービス課 ☎01398-2-3111